

平成29年度 第2回

みどり市臨時教育委員会 会議録

平成30年3月5日 開会

平成30年3月5日 閉会

みどり市教育委員会

平成２９年度第２回みどり市臨時教育委員会会議録

平成３０年３月５日（月曜日）

議事日程

平成３０年３月５日（月曜日）午後１時３０分開議

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
 - 日程第 ２ 会期の決定
 - 日程第 ３ 議案第３４号 平成２９年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を
求めることについて
 - 日程第 ４ 議案第３５号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成３０年度一般会計
教育費暫定予算、富弘美術館事業特別会計暫定予算）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 議案第３４号 平成２９年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を
求めることについて
- 日程第 ４ 議案第３５号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成３０年度一般会計
教育費暫定予算、富弘美術館事業特別会計暫定予算） ※取下げ

出席委員（４人）

委員長	金子 祐次郎	職務代理者	松崎 靖
委員	山同 善子	教育長	石井 逸雄

欠席委員（１人）

委員 丹羽 千津子

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	吉野 茂男	教育総務課長	川俣 一広
学校教育課長	三ツ屋 雄一	学校計画課長	大島 寿之
社会教育課長	金高 吉宏	文化財課長	和田 一彦
富弘美術館事務長	横倉 智恵子	学校教育課 学事係主任	小見 真太郎
学校教育課 学事係主事	井上 亮輔		

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	正田 一仁	総務係主査	剣物 雅世
----------	-------	-------	-------

◎挨拶

金子祐次郎委員長 挨拶

◎開会・開議

午後1時41分開会・開議

○委員長（金子祐次郎） それでは、ただいまから平成29年度第2回みどり市臨時教育委員会議を開催いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（金子祐次郎） それでは、日程第1、会議録署名委員の指名ですけれども、本日は席番4番の山同善子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第2 会期の決定

○委員長（金子祐次郎） 日程第2、会期の決定ですけれども、平成30年3月5日、本日1日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（金子祐次郎） 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

◎日程第3 議案第34号 平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

○委員長（金子祐次郎） 日程第3、議案第34号、平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを議題として上程いたします。

なお、これについては秘密会議といたしますので、担当課以外の方は退席をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

審 議 〔非公開により未記載〕

○委員長（金子祐次郎） それでは、ほかにご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第3、議案第34号、平成29年度みどり市児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（金子祐次郎） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第４ 議案第３５号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成３０年度教育費一般会計暫定予算、富弘美術館事業特別会計暫定予算）

○委員長（金子祐次郎） それでは、次に移ります。日程第４、議案第３５号、議会の議決を経るべき議案の原案について平成３０年度教育費一般会計暫定予算、富弘美術館事業特別会計暫定予算は、先ほど取り下げというようにお話を伺っております。これについて説明をお願いいたします。

○教育総務課長（川俣一広） はい、大変申しわけございません。この議案につきましては、お配りしてあります資料に誤りが発見されて、再度資料を精査させていただいて、再度上程させていただきたいと考えておりますので、本日につきましては取り下げという処理をお願いいたします。以上でございます。

○委員長（金子祐次郎） これについてご質疑ありますか。

〔少し間あり〕

○委員長（金子祐次郎） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

◎閉 会

○委員長（金子祐次郎） それでは、以上をもちまして、本日の議事全てが終了いたしました。これをもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後３時２６分開会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(平成27年みどり市教育委員会規則第2号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされてい
る同規則による改正前のみどり市教育委員会議規則(平成18年みどり市教育委員会規則第2号)第19条第
2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育委員長 金 子 祐 次 郎

教育委員会教育委員 山 同 善 子